

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

昭和 51 年に亡き親が国民年金の加入手続を行い、保険料も村の役員で婦人会の集金人が自宅に来た際に亡き親が納付してくれていた。亡き両親や当時婿養子だった夫の分の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 6 月 22 日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、「昭和 51 年に亡き親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も村の役員で婦人会の集金人が自宅に来た際に、亡き両親が家族 4 人分（亡き両親、申立人及びその夫）の保険料を納付してくれていた。月々の欄に印鑑が押されたカードを何度も見たことがある。」と主張しているところ、申立期間当時、同居していた亡き両親及び婿養子である申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、A 市（申立期間当時は B 村）に納付組織について照会した結果、「申立期間当時、申立人の居住地には、婦人会による納付組織が存在した。当時の国民年金保険料の集金方法は、保険料を集金した人が国民年金納入預書というカードに、月ごとに印鑑を押す方式であった。当該納付組織は、平成 13 年 3 月に解散し、関係書類は現存しない。」と回

答しており、確認できた当時のB村の保険料の収納方法と申立人の前記の主張との間に齟齬<sup>そご</sup>はみられない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする亡き両親は、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、納付意識が高かったと考えられ、その亡き両親が、申立期間に係る家族4人（亡き両親、申立人及びその夫）の保険料のうち、娘である申立人の保険料のみを納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から48年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私の国民年金への加入手続は亡き母が行い、婦人会へ3人分（亡き両親及び私）の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡き母が婦人会へ3人分（亡き両親及び私）の国民年金保険料を一緒に納付してくれたはずである。」と主張しているところ、申立人の亡き両親は国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人の家族の保険料を納付したとするその亡き母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和45年8月12日と確認でき、申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

さらに、A町へ婦人会等の納付組織について照会したところ、「関係書類は保存期限経過のため存在しないものの、申立人の居住する地域には、申立期間当時、国民年金保険料の納付組織としてB婦人会が存在し、保険料は当該婦人会の班ごとに集金人がおり集金していた。」との回答を得ている。

加えて、申立期間当時、申立人は、申立人の亡き父と一緒に漁業を営んでおり、収入状態も安定していたとしている上、申立人の生活状況に大きな変化もなかったとしていることから、申立人の申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 青森国民年金 事案 441

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

昭和37年当時、国民年金加入と国民年金保険料口座振替について地元農協の有線放送があった。その中で未納期間があると年金受給時に減額されることがあるとの内容があり、近所の人ともその件について話をしていた。夫が私たち夫婦の国民年金の加入手続をしてすぐに入院してしまったため、ずっと国民年金保険料が未納のままだった。入院中の夫に相談したら、農協に行って納めればよいと言われた。農協に国民年金保険料を納めに行ったら、「未納分の保険料は、役場に行って納めてください。」と窓口で言われたので、生まれたばかりの次男を背負って、夫が入院している病院に行く途中にA市役所に寄り、保険料を納めた。

当時は、夫が入院していたことや次男が生まれた年でもあったので、昭和37年ころのことであることに間違いは無く、また、すべて自分で行っていたので記憶は確かである。それなのに、申立期間について、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が入院し、次男が生まれた昭和37年で、暑くなる前の6月ころに国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、社会保険事務所の管理する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、同年12月26日に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張する同年6月ころには、

国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付により行うこととなるが、申立人は、「A市役所で保険料を納付した。」と主張しているところ、A市からは、「当時、市の窓口では、現年度保険料の収納のみを行っていた。過年度納付の場合は、社会保険事務所である。」との回答を得ている上、B農協からは、「農協での国民年金の取扱いは、昭和46年ころから始まった。」としている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続について関与しておらず、加入手続をした場所や国民年金手帳の交付等の状況が不明である上、申立人は申立て後に、またその夫は既に他界していることから、証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に夫婦二人分の国民保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

昭和37年当時、国民年金加入と国民年金保険料口座振替について地元農協の有線放送があった。その中で未納期間があると年金受給時に減額されることがあるとの内容があり、近所の人ともその件について話をしていった。私が夫婦二人の国民年金の加入手続をしてすぐに入院してしまったため、ずっと国民年金保険料が未納のままだった。妻に相談され、農協に行き納めればよいと言った。妻が農協に国民年金保険料を納めに行ったら、「未納分の保険料は、役場に行き納めてください。」と窓口で言われたとのことで、妻は生まれたばかりの次男を背負って、私が入院している病院に来る途中にA市役所に寄り、保険料を納めた。

当時は、私が入院していたことや次男が生まれた年でもあったので、昭和37年のことであることに間違いは無い。それなのに、申立期間について、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫が入院し、次男が生まれた昭和37年で、暑くなる前の6月ごろに国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、社会保険事務所の管理する国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、同年12月26日に連番で払い出

されていることが確認できることから、申立人の妻が主張する同年6月ころには、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付により行うこととなるが、申立人の妻は、「A市役所で保険料を納付した。」と主張しているところ、A市からは、「当時、市の窓口では、現年度保険料の収納のみを行っていた。過年度納付の場合は、社会保険事務所である。」との回答を得ている上、B農協からは、「農協での国民年金の取扱いは、昭和46年ころから始まった。」としている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、保険料を納付した場所や金額等の状況が不明である上、申立人及びその妻は既に他界しており、証言を得ることができない。

加えて、申立人の妻が申立期間に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び同年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで  
② 昭和44年4月から46年3月まで

私が20歳となった昭和43年ころ、夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、夫が、同居していた義母の分と一緒に、地区の納税組合にその他の税金と一緒に納付してきたのにもかかわらず、私の申立期間の保険料のみが未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続は夫が市役所で行い、国民年金保険料は同居していた義母の分と一緒に二人分を地区の納税組合に集金してもらっていた。」と主張しているものの、申立期間①については、申立期間当時は、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）により、申請免除期間とされていることが確認できることから、申請免除は被保険者の申請に基づき行われるものであり、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

申立期間②について、A市に申立人の居住する地域における国民年金の収納組織を照会したところ、同市から、「当該地域には、B納税貯蓄組合が昭和30年から存在したが、平成15年4月に解散しており、関係資料は存在しない。」との回答を得ている上、当時の納税組合長は既に他界しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人及びその夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入及び保険料の納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和 41 年 9 月に会社を辞めた時点で、厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を納税組合に申し出ている。また、申立期間については、同居していた義父が家族 3 人分の国民年金保険料を納税組合に納めていた。それにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

なお、納税組合では、3 か月ごとにまとめて国民年金保険料を集金していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 41 年 9 月に会社を辞めた時点で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を納税組合に申し出た。」と主張しているものの、社会保険庁の記録及び A 町の国民年金被保険者名簿の被保険者記録を見ると、同年 3 月 23 日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、43 年 5 月 1 日に新たに資格を取得するまでは、国民年金の未加入期間であることが確認でき、申立期間については、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人の居住地の納税組織である B 納税組合では、「個人の国民年金の加入手続を引き受けたことはない。」と回答しているほか、A 町では、「国民年金の加入手続は、被保険者となる本人が役場で手続を行わなければならない。」としている。

さらに、申立人は、「同居していた義父に国民年金保険料を渡して、納税組合に納めてもらっていた。」と主張しているものの、申立期間の保険料については、「金額は思い出せない。」と述べている上、その義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、その義父も既に他界しており、証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年ころから 45 年ころまで (年月日不詳)  
②昭和 49 年ころから 51 年ころまで (年月日不詳)

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社において、いずれも寮住まいで勤務していたが、しっかりした会社だったので、厚生年金保険に加入していたものと信じている。

関連する書類は存在しないが、当該申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する事情を知る当該事業所の元社長は既に他界しており、申立てを裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた前記の同僚は、「申立人と一緒に入社した。」としており、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録を見ると、昭和 45 年 5 月から 49 年 2 月までの厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立期間については加入記録が確認できず、当時の経緯について具体的な証言を得ることはできなかった上、当該同僚が名前を挙げた他の同僚 4 人は、他界又は所在不明等により証言は得られなかった。

さらに、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票を見ると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、健康保険の整理番号の欠番 9 件及び重複 2 件においても別人であることが確認できる。

申立期間②については、雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書を見ると、申立人は昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 1 月 31 日まで、B 社において雇用保険に加入していたことが確認できることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、当該事業所で厚生年金保険被保険者としての加入記録がある同僚 4 人は、「申立人については、よく覚えていない。」としている上、申立期間当時の事情を知る事務職員は所在不明であり、申立てを裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票を見ると、当該申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も別人であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から28年11月まで（日付不詳）  
私は昭和25年1月より義父、義弟らと共にA社に勤務して、B社工場内の整備・補修作業に従事し、28年8月に実施されたB社の社員採用試験に応募して同年10月に採用通知を受けたので、A社の厚生年金保険に同年11月から加入と記録されていることは理解しがたい。申立期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における具体的な記憶から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、当該事業所は平成18年10月破産終結し、当時の社長に問い合わせたところ、「会社を事実上引き受けたのが昭和56年12月なので、申立期間のことは分からない。」との回答があるほか、申立人が名前を挙げている同僚3人は既に他界している上、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある7人の職員は、いずれも「申立人の名前に記憶が無い。」と証言しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間について、社会保険事務所が管理するA社に係る昭和24年11月1日から28年10月31日までににおける健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下、被保険者名簿という。）を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、A社への発注会社であるB社に係る昭和24年7月から28年11月までににおける被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
A社における昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、受給した記憶は無いし、会社から送金や振り込みを受けた記憶も無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する当該事業所の申立人に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 37 年 6 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 5 月の前後2年以内に資格喪失した同僚のうち、申立事業所を最終事業所として、脱退手当金の支給決定の記録がある二人は、「事業主による代理請求で脱退手当金を受領した。」と証言している上、8か月以内に支給決定されている同僚は、「退職時に社長が一時金で出すように事務担当者に指示したらしい。私は『脱』のゴム印が押されている厚生年金保険被保険者証を所持している。」としているとともに、他の同僚は、「当時は脱退手当金の支払いを受けるのは当たり前だったので、手続は会社にしてもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。